

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社セキュア
【英訳名】	SECURE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 辰成
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役Co-CFO 佐藤 仁美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル20F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長谷口辰成及び取締役Co-CEO佐藤仁美は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、財務報告における記載内容の適正性と信頼性を確保することに努めております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性を含んでおります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として実施しており、当該評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセス評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高のおおむね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）で再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。

当社グループはセキュリティソリューション事業を営んでおり、ハードウェアとソフトウェアを組み合わせたシステム構築から導入・施工、アフターフォローまでの一連のソリューションを提供しております。その事業内容に照らし、売上高という指標は、当社グループの経営管理上、事業拠点の重要性を判断する指標として適切なものであると考えております。また、従来適用してきたおおむね2/3という指標の一定割合は、過去の実績と比較して妥当なものであると判断しています。その結果、当社1社を「重要な事業拠点」として選定しました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業がハードウェアとソフトウェアの双方を提供するものであることから、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売上原価、棚卸資産、売掛金及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、棚卸資産の評価、ソフトウェアの評価、繰延税金資産の計上、工事取引における収益認識に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日である2025年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、株式会社TOUCH TO GOの株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

これにより、翌事業年度以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。